

鳥取県表彰・認定等審査会(令和7年度鳥取県トライアル発注対象製品等選定会議)公募委員募集要領

1 趣旨

県内の中小企業等が開発・製造する製品等について、県の機関が試行的に発注し、官公庁からの受注実績を作るとともに、使用者の立場から当該製品等を評価し、その結果を受注者に報告することによって製品の改良や販路開拓を支援するため、公募委員を設置することとし、委員を募集する。

2 募集内容

(1) 募集人数 1名

(2) 応募資格 次のアからキまでの要件をすべて満たす方

ア 県内に住所地を有する満18歳以上の方(令和7年4月1日現在)

イ 製品開発及び販路開拓等に関する知識、関心があり、鳥取県トライアル発注推進事業応募案件の審議に参加する意欲をお持ちの方

ウ 令和7年度に本事業へ応募(予定)する案件の関係者でない方

エ 書面による事前審査及び主に鳥取市内で平日昼間に開催される委員会での面接審査に対応できる方(それぞれ年2～3回程度)

オ 県が設置する他の執行機関及び附属機関の委員に就任していない又は就任する予定のない方

カ 鳥取県暴力団排除条例(平成23年鳥取県条例第3号)に規定する暴力団員等でない方

キ 国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員でない方

(3) 応募方法

別添の様式に、住所、氏名、年齢、性別、職業又は勤務先、連絡先、応募理由を記入して、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで応募してください。

なお、様式は鳥取県産業未来創造課のホームページからダウンロードできます。

(4) 選考方法

ア 応募資格を満たす方の中から、提出された書類に基づき書面審査等を行い、委員を決定します。

イ 委員決定後は、速やかに応募者全員に結果を通知します。

(5) 募集期間

令和7年8月5日から同年8月19日午後5時まで(必着)

(6) その他

ア 応募に際し提出された書類は公募委員の決定のみに使用し、それ以外の目的では使用しません。

イ 提出された書類は返却しないこととします。

ウ 委員に就任された場合、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはなりません。その職を退いた場合も同様とします。

エ 委員に就任された場合、氏名等を公表する場合があります。

3 応募・問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町1-220(郵便番号の表記があれば所在地は記載省略可能)

鳥取県商工労働部産業未来創造課新産業創造担当

電話 0857-26-7564

ファクシミリ 0857-26-8117

電子メール sangyoumirai@pref.tottori.lg.jp

URL <https://www.pref.tottori.lg.jp/trial/>

4 鳥取県トライアル発注対象製品等選定会議の概要

(1) 審議事項

鳥取県トライアル発注推進事業の登録製品等選定に関する事項

(2) 構成 委員5名以内(うち、公募委員1名)

(3) 開催回数 書面審査及び面接審査をそれぞれ年2回程度

(4) 任期 任命の日(令和7年8月予定)から令和8年3月31日まで

(5) その他 県の規定に基づき、報酬及び旅費を支給します。